

【提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「一級河川利根川水系巴波川圏域河川整備計画（第3回変更案）」に対する意見募集を行った結果、1名の方から計2件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
河川の計画について	河川整備計画案p.13に巴波川計画高水流量配分図の記載がありますが、鉄道橋～愛宕橋間の流量の記載がないため記載して欲しいです。	<p>鉄道橋～愛宕橋間の流量の記載については、計画案のp.13巴波川計画高水流量配分図を次のように修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道橋～愛宕橋間に流量「150」と記載。
河川の維持について	河川の流下能力の維持に努めていただきたい。河川整備計画案p.20に河川の維持について記載がありますが、流水を阻害する堆積土の除去や草木の伐採を実施する必要性はどのように判断されているのか記載いただきたい。	<p>河川の維持については、計画案p.20の「2.2種類及び施行の場所」を次のように修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、<u>河道、堤防、護岸及び排水樋管等の河川管理施設の機能維持のため、定期的に河川を巡視するとともに、技術的基準に基づく点検を実施し、施設に異常があった場合は、必要に応じ適宜、対策を講じます。</u>（下線部追記）